

身体的拘束等行動制限対応マニュアル

社会福祉法人 成和会
特別養護老人ホーム 菊水苑
特別養護老人ホーム 喜志菊水苑

目次

1. 身体的拘束に関する基本的考え方	2
2. 身体的拘束の具体例	2
3. 身体的拘束の判断基準	3
4. 身体的拘束を実施する場合の手続き	4
4-1 身体拘束検討会議の開催	4
4-2 身体的拘束同意書の作成	5
4-3 入居者及び家族への説明	6
4-4 経過観察記録への記載	7
4-5 行動制限解除に向けて継続的に身体抑制検討会議を開催	8

参考資料

1. 身体的拘束に関する基本的考え方

成和会では、身体的拘束を検討し、または実施する際に、以下の事項を参照に行う。

- i 身体的拘束は利用者の自由を制限することであり、入居者の人権を守るために基本的には行わないということを原則とする。
- ii 特に、身体的拘束により、関節の拘縮、筋力の低下、褥瘡発生等の身体的弊害の発生確率が高くなること。
また、精神的に、ご本人及び家族に不安、怒り、屈辱感、諦念といった弊害を与えることにもなりかねない。
- iii このような身体的拘束は社会的にも大きな問題を孕んでいると認識し、**成和会の職員は、ことの重大性について十分に理解する必要がある。**

2. 身体的拘束の具体例

身体的拘束とは、介護側が顧客の身体の自由を意図的に拘束することであり、以下のような事例を指す。

- ① 徘徊しないように、車イスやベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分でベッドから降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)等で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車イスや椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車イステーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

3. 身体的拘束の判断基準

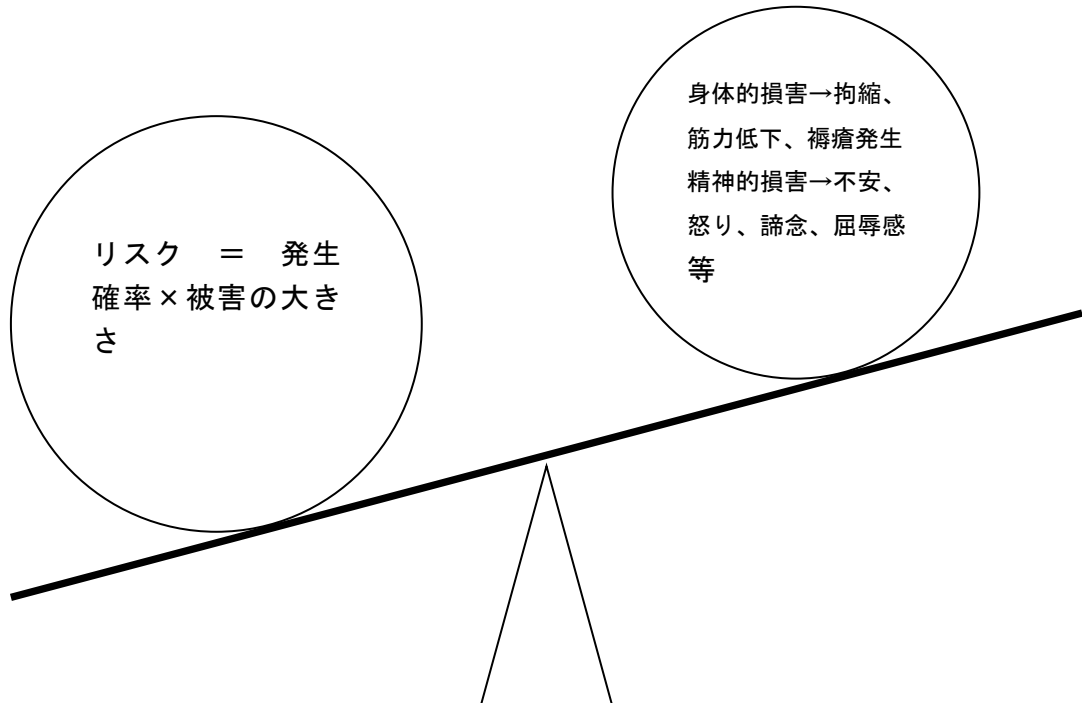
- i 身体的拘束を実施せざるを得ないような事態が生じた場合とは、顧客に何らかの事故を想定する事態である。
- ii この事故のリスクについての評価を基本とし、拘束して得られる価値と失う価値とを比較考慮することが肝要である。リスクは以下の公式で表現できる。

$$\text{リスク} = \text{事故の発生確率} \times \text{被害の大きさ}$$

以上の公式を基に考え、事故の発生確率、事故発生による被害の大きさを考慮することが大切である。

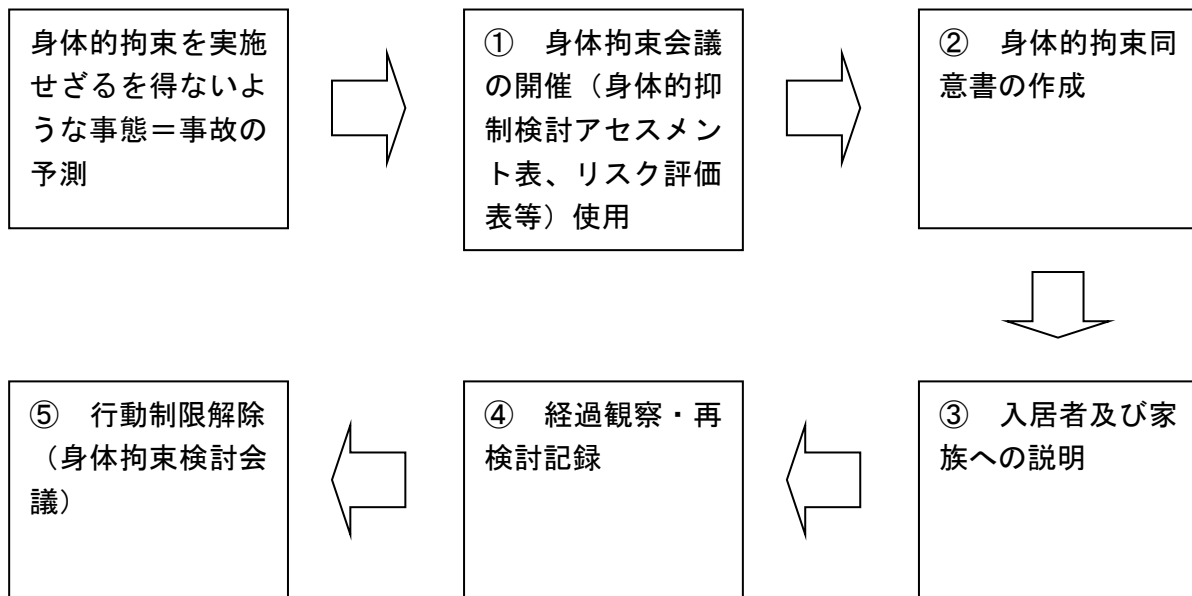
- iii また、身体的拘束によって失う価値については1. **身体的拘束に関する基本的考え方**のiiを参照にしていきたい。身体的拘束によって得られる価値は、先に記したリスクの低減である。
- iv 以上の考え方を整理すれば、以下のようなチャートとなる。つまり、身体的拘束による心身の損害よりも、拘束しない場合のリスクの方が高い場合、しかも、**切迫性、非代替性、一時性**の3要件を満たした場合のみ、身体的拘束が可能となることを理解することが大切である。

〔チャート1〕



4. 身体的拘束を実施する場合の手続き

入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合、以下の手続きを経て身体的拘束等行動制限を実施します。



4-1 身体拘束検討会議の開催

- ① 会議構成メンバー → 介護主任・看護主任・相談員・フロアリーダー
- ② 使用するアセスメント表 → 身体的抑制検討アセスメント表、リスク評価表
- ③ 検討事項 → リスク及び身体的拘束が及ぼすご本人や家族への損害等を検討

特に下記の3つの要件すべてを満たす状態であるかを確認することが必要。

切迫性	入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護の方法がない
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的である

※ 最終的には、施設長の同意がなければ身体的拘束を家族に提案できない。

4-2 身体的拘束等同意書(様式1)の作成

緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書(記入例)

入居者氏名 ○○ ○○ 様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束致します。

- | |
|---|
| A 入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。 |
| B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。 |
| C 身体拘束その他の行動制限が一時的である。 |

3 身体的拘束を実施しなければならないと考えられる、理由及び拘束の概要

個別の状況による拘束の必要な理由(リスク・損害予想)	ご本人は、両下肢の筋力低下により、立位は困難であるが、痴呆のため、頻回に車椅子より立ち上がろうとする。よって、転倒及び車椅子よりの転落の可能性があるため、両腕も麻痺により不自由なため、頭部への損傷等、重傷を被る可能性が高い。
身体拘束の方法(場所、行為、(部位、内容))	腰ベルトの装着 但し、膝掛けを使用し目立たないような配慮をする。
拘束の時間帯及び時間	食堂での食事中、及びレクリエーション参加時
特記すべき心身の状況	本人発語が少ないため、プライド及び、屈辱感を言語的に表現することが困難なため、表情を注意深く観察する必要あり。
拘束開始及び解除の予定	両下肢の筋力強化を毎日実施するよていであり、3ヶ月後を目途に、拘束を解除できるようにしたい。

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

施設名 社会福祉法人 成和会 喜志菊水苑
施設長 早野 賢司
記録者 ○○ ○○

【入居者・家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、同意いたしました。

令和 年 月 日

氏名 ○○ ○○
(続柄 妻)

4-3 入居者及び家族への説明

- ① 説明担当者 → 施設長または計画作成担当者
- ② 説明資料 → 身体的抑制検討アセスメント表、リスク評価表、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書身体的抑制。
- ③ 説明と同意 → 入居者及び家族と面接し、以上の書類等を資料にして、身体的拘束等行動制限が必要なことを説明する。
- ④ 記名捺印 → 入居者及び家族が十分な理解と納得をした上で、身体拘束同意書に記名捺印をいただく。

※ もちろん、入居者及び家族が納得できなければ身体的拘束はしてはいけません。

4-4 経過観察記録への記載

実際に身体拘束を行う場合は、様態、時間、心身の状況などを介護記録に記入する。

(様式2)

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録(例)

入居者 _____ 様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	記録者サイン
H〇〇 〇月〇日	腰ベルトをしたときに、とまどっている様子が見られたが、特に抵抗や怒りの表情は無かった。但し、車椅子より立ち上がろうとする時に、立ち上がれず、イライラして声を出す。介護者が車椅子移動介助をおこなうと落ち着く。	
H1〇〇 〇月〇日	腰ベルトをしたときに、不愉快な表情をするが、抵抗する様子も見られない。やはり、車椅子より立ち上がろうとする時に、立ち上がれず、イライラして声を出す。介護者が車椅子移動介助をおこなうと落ち着く。	
H〇〇 〇月〇日	リハビリの結果、立ち上がり動作に少々安定性が増してきたように思われる。立ち上がり介助の時の負担が少なくなっていた。腰ベルト装着時の不愉快な表情は見られなくなってきた。	

4-5 行動制限解除に向けて継続的に身体抑制検討会議を開催

身体的拘束等行動制限を解除することを目標に、継続的に身体抑制検討会議を開催し、検討を行う。

① 行動制限解除に向けての作業フロー

経過観察・再検討記録の記入



定期的なアセスメント → 身体的抑制検討アセスメント表、リスク評価表



定期的な身体抑制検討会議の開催（身体的拘束等行動制限の解除を検討）

以上

切迫性 …… 利用者本人又は他の利用者等の生命又は進退が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

「切迫性」の判断をする場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

非代替性 …… 身体拘束そのほかの行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。

また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。

一時性 …… 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像に応じて必要とされるもっとも短い拘束時間を想定する必要がある。

■ 介護保険指定基準の身体拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為を行ってはならない。」

■ 介護保険指定基準に関する通知

「緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければな

らないものとする。」